

奈良県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和六年七月十七日辨之庄土地改良区の定款の変更を認可した。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真